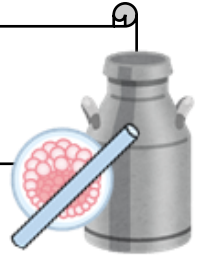


こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り
令和6年4月

精液・受精卵の取扱いについて



- **農家間で精液・受精卵の譲渡はできません！**
有償・無償に関わらず譲渡できません。
精液・受精卵の譲渡には家畜人工授精所の開設届が必要です。
※廃業時に譲渡することもできません。



- **精液・受精卵を廃棄するときは適切に！**

①精液・受精卵

→煮沸や常温放置などにより失活させる

②ラベル（証明書）

→ラベル全体にペンで×印
スタンプで押印
割り印など



※確実に廃棄を行うため、可能な限り県職員
などの**第三者立ち会い**で廃棄しましょう。

精液・受精卵の管理は、
家畜改良増殖法に基づいて
行いましょう。



家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700
業務第二課 0745-62-2440

夜間・休日
県庁守衛室0742-22-1001